(エ)　北緯三四度二五分一一秒
　　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒
　　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒
　　東経一二九度四五分五二秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十六号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十七号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇三分一二秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分一一秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒
　　東経一四一度五七分四八秒
(エ)　北緯三六度一一分一二秒
　　東経一四一度四七分四八秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年六月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百七十三号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年六月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

名称　国営東京臨海広域防災公園
位置　東京都江東区有明三丁目
区域　別紙図面のとおり（略）
（関東地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年六月十七日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十二年七月一日

○関東地方整備局告示第二百七十四号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、国営東京臨海広域防災公園の公開日時を次のとおり定め、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年六月十七日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　公開日
　一月二日から十二月三十日まで
二　公開時間
　午前六時から午後八時まで
三　公開日時の変更
　公益上やむを得ない理由があるときは、公開日時を変更することがある。この場合においては、入口に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

○中部地方整備局告示第八十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十七日

中部地方整備局長　富田　英治

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称	認定番号	浄化槽の名称
愛知県名古屋市千種区今池四丁目１番４号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一	北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目４番60号　札幌ボデー工業㈱　赤平工場 北海道赤平市字赤平651番地２　札幌ボデー工業㈱　赤平工場 栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－２　フジクリーン工業㈱　那須工場 栃木県下野市中大領308－２　㈱前田工業 愛知県みよし市福谷町根浦27－340　フジクリーン工業㈱　三好工場 岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－１　フジカ化成㈱ 愛媛県松山市住吉一丁目７番15号　関西運送㈱ 福岡県飯塚市綱分1471－７　フジクリーン工業㈱　飯塚工場	5－10－H－004 〃　004－１ 〃　004－２	フジクリーン　CF－5型 〃　CF－7型 〃　CF－10型